

生活衛生同業組合員の皆さまへ

施策の内容が
わからない

申請方法が
わからない

パソコン等で
申請できない

助成金や支援金の申請でお困りの方

専門家(行政書士)が申請書作成をお手伝いします

《無料》

新型コロナ禍でお困りの生活衛生事業者の皆さまを支援するため、各種施策（助成金・支援金、補助金、融資、公課・公共料金の減免など）が国や地方公共団体から提供されています。しかし、様々な**施策の内容がよくわからない、申請方法（提出書類等）がわからない、パソコンやスマートフォンでは申請できないなど、いろいろ悩んだり、お困りになっていませんか？**

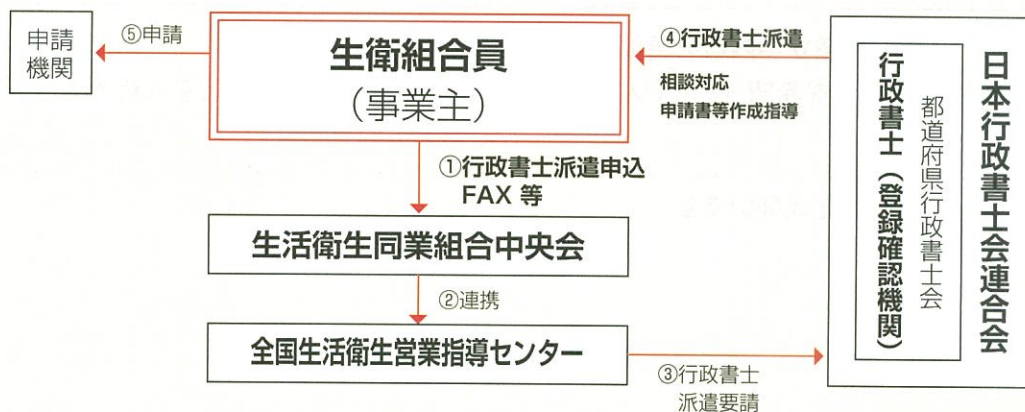
昨年から、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターが、困っている方々に専門家を紹介し、相談への対応や申請書作成を指導していただく事業を進めており、組合員の方々からも「専門家のおかげで申請できて給付金を受け取れた」などの声をいただいています。

そこでこの度、事業を拡充し「**日本行政書士会連合会**」の全面的なご協力をいただき、**昨年以上にスピーディーに相談・指導などの支援をいただけることになりました。**



3月上旬から「一時支援金」の申請手続き開始

申請を希望する場合は、「登録確認機関」による**事前確認が必要**です。



専門家支援を希望される方は、裏面の「**専門家（行政書士）支援申込書**」に必要事項を記入の上、**全国生活衛生同業組合中央会**へFAXしてください。

FAX 03-5777-0342

申込後、組合中央会・全国指導センターから、確認のご連絡をいたします。